第 1 編 組 織

- 1. 事 務 分 掌
- 2. 機 構 図
- 3.機構の変遷
- 4. 歴代管理者
- 5. 職 員 数
- 6. 職員給与費
- 7. 職 員 構 成
 - (1)年令別職員構成
 - (2)勤続年数別職員構成

1. 事務分掌(令和3年4月1日現在)

(経営戦略室の事務)

経営戦略室

- (1) 水道事業及び下水道事業の整備更新等に係る計画に関すること。
- (2) 下水道事業の都市計画法事業認可及び下水道法事業計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく事業認可に関すること。
- (4) 流域下水道事業に関すること。
- (5) 枚方市上下水道事業経営審議会に関すること。
- (6) 水道事業及び下水道事業の経営に関する調査、研究、企画及び計画に関すること。
- (7) 水道事業及び下水道事業の事業計画の審査及び進行管理に関すること。
- (8) 局の予算の編成及び執行管理に関すること。
- (9) 局の決算及び業務状況の報告に関すること。。
- (10) 局の資産の再評価及び減価償却に関すること。
- (11) 局の財政計画及び資金計画に関すること。
- (12) 局の公金の出納及び保管に関すること。
- (13) 局の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (14) 局の企業債に関すること。
- (15) 局の収入及び支出証書の審査に関すること。
- (16) 局の会計伝票の保管に関すること。
- (17) 局の固定資産及び備品の総括に関すること。
- (18) 水道料金及び下水道使用料に係る総括原価の算定に関すること。
- (19) 管理者の特命に係る調査研究、企画、立案及び総合調整に関すること。

(上下水道部の事務)

上下水道総務室

- (1) 局の条例、企業管理規程、要綱その他重要な規程に関すること。
- (2) 局の文書及び公印の総括管理に関すること。
- (3) 局の文書の受領及び発送に関すること。
- (4) 局の職員の任免、給与、服務等に関すること。
- (5) 局の職員の福利厚生及び労働安全衛生に関すること。
- (6) 局の職員の研修に関すること。
- (7) 労働組合に関すること。
- (8) 局の公務災害補償に関すること。
- (9) 局の公告式に関すること。
- (10) 局の公用車に係る総括管理に関すること。
- (11) 局の組織管理に関すること。
- (12) 局の情報化の推進に係る総合調整並びに電子計算組織の管理及び運用に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

- (13) 局の工事その他の請負契約及び業務委託契約に関すること。
- (14) 局の財産の売買及び賃貸借契約に関すること。
- (15) 水道事業及び下水道事業の広報活動の総括に関すること。
- (16) 庁舎の管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (17) 指定給水装置工事事業者及び市下水道排水設備指定工事店の指定及び処分に関すること。
- (18) 給水装置工事主任技術者の研修に関すること。
- (19) 局の危機管理の総括に関すること。
- (20) 水道事業及び下水道事業に係る工事監理に関すること。
- (21) 水道及び下水道に係る情報管理システムの構築及び運用に関すること。
- (22) 水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び公設浄化槽使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び納入通知に関すること。
- (23) 水道料金等の算定に係る電子計算組織に関すること。
- (24) 水道メーター(以下「メーター」という。)の検針に関すること。
- (25) 使用水量及び汚水排除量の認定に関すること。
- (26) 水道の使用に係る現場調査及び処理に関すること。
- (27) 開栓及び閉栓に関すること。
- (28) 用途の認定に関すること。
- (29) 私設のメーターの取替費用の補助に関すること。
- (30) 水道料金等の収納、督促及び還付に関すること。
- (31) 水道料金の滞納に係る給水停止に関すること。
- (32) 水道料金等に係る不納欠損に関すること。
- (33) 水道料金等の減額及び免除に関すること。
- (34) 水道の臨時使用に関すること。
- (35) お客さまセンター(受付窓口)に関すること。
- (36) 水道料金及び下水道使用料の制度に関すること。
- (37) 水道料金及び下水道使用料の料金水準に係る単価設定に関すること。

上水道室上水道管理課

- (1) 給水装置工事に関すること。
- (2) 枚方市水道事業給水条例(平成9年枚方市条例第27号)第35条の規定による給水管の施設の認定及び必要な措置の決定に関すること。
- (3) 給水装置に係る分担金、手数料等の徴収に関すること。
- (4) 水道に係る情報管理システムの管理に関すること。
- (5) 分水に係る協定、覚書等の締結に関すること。
- (6) 水道事業に係る占用継続に関すること。
- (7) 水道に係る用地の管理及び境界確定に関すること。
- (8) 水道に係る用地に関する行政財産の目的外使用の総括に関すること。
- (9) 送配水管等及び用地の寄附に関すること。
- (10) 送配水管等の財産管理及び台帳整備に関すること。
- (11) 水道に係る道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定による協議に関すること。

- (12) 掘削工事等に伴う送配水管等に係る他の事業体との事前立会に関すること。
- (13) 室内の連絡調整その他室の庶務の総括に関すること。

上水道室浄水課

- (1) 取水、浄水及び送配水の実施に関すること。
- (2) 水道施設(送配水管等を除く。)の維持管理に関すること。
- (3) 水道施設(送配水管等を除く。)の整備及び改良の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (4) 水道事業に関する建築物及び庁舎の営繕工事に関すること。
- (5) 大阪広域水道企業団からの受水に関すること。
- (6) 水道に関する水質検査に関すること。
- (7) 水道の水源及び水道水の浄化過程の調査研究に関すること。
- (8) 水道用薬品に関すること。

上水道室上水道工務課

- (1) 送配水管等の整備、改良及び移設の工事(受託に係るものを含む。)の設計、施工及び 監督に関すること。
- (2) 前号の施工に係る承諾に関すること。ただし、移設工事のうち受託に係るものを除く。
- (3) 受託工事に伴う負担協定の締結及び負担金の徴収に関すること。
- (4) 水道工事設計積算システムの管理及び運営に関すること。
- (5) 鉛製給水管の解消に関すること。
- (6) 計画に基づく配水系統の整備に関すること。

上水道室上水道保全課

- (1) メーター(私設のメーターを除く。)の取替え及び管理に関すること。
- (2) 送配水管等の維持補修工事に関すること。
- (3) 給水装置の修繕及び修繕工事費の徴収に関すること。
- (4) 送配水管等の漏水の調査に関すること。
- (5) 維持補修工事に係る設計、積算及び施工管理に関すること。
- (6) 資材及び工具の出納、保管及び棚卸に関すること。
- (7) 水道事業指定材料承認に関すること。

下水道室下水道管理課

- (1) 排水設備工事に関すること。
- (2) 排水設備に係る手数料等の徴収に関すること。
- (3) 下水道に係る情報管理システムの管理に関すること。
- (4) 下水道事業に係る占用継続に関すること。
- (5) 下水道に係る用地の管理及び境界確定に関すること。
- (6) 下水道に係る用地に関する行政財産の目的外使用の総括に関すること。
- (7) 下水道事業に係る占用許可等に関すること。

- (8) 下水道管等及び用地の寄附に関すること。
- (9) 下水道管等の財産管理及び台帳整備に関すること。
- (10) 国及び大阪府の管理する水路の譲受けに関すること。
- (11) 枚方市下水道条例(昭和51年枚方市条例第27号)第34条第1項の規定による許可その他 排水施設の指導に関すること。
- (12) 水洗化に関すること。
- (13) 下水道に係る道路法第34条の規定による協議に関すること。
- (14) 公共・公益施設における雨水流出抑制施設に関すること。
- (15) 下水道法(昭和33年法律第79号)及び枚方市下水道条例に基づく悪質下水(公共下水道 処理区域内のものに限る。)の規制、監視、指導及び検査に関すること。
- (16) 室内の連絡調整その他室の庶務の総括に関すること。

下水道室汚水整備課

- (1) 公共下水道の汚水施設の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (2) 公共下水道の汚水ポンプ場及び汚水排水設備の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (3) 前2号の事務に係る家屋調査及び補償に関すること。
- (4) 公共下水道区域内公共汚水ますの設置に係る下水道施設維持課との調整に関すること。
- (5) 汚水整備に係る地下埋設物設置者との連絡調整に関すること。
- (6) 汚水整備に係る施工承諾に関すること。
- (7) 公共下水道の供用開始区域及び処理開始区域に関すること。

下水道室雨水整備課

- (1) 公共下水道の雨水施設の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (2) 公共下水道の雨水ポンプ場及び雨水排水設備の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (3) 前2号の事務に係る家屋調査及び補償に関すること。
- (4) 雨水整備に係る地下埋設物設置者との連絡調整に関すること。
- (5) 雨水浸水対策に関すること。
- (6) 雨水整備に係る施工承諾に関すること。

下水道室下水道施設維持課

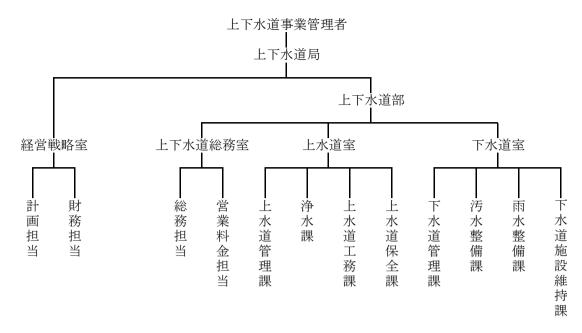
- (1) 公共下水道の汚水施設及び雨水施設の維持管理及び災害の応急復旧に関すること。
- (2) 公共下水道の汚水ポンプ場、雨水ポンプ場、汚水排水設備及び雨水排水設備の維持管理 及び災害の応急復旧に関すること。
- (3) 浸入水の調査及び防止工事に関すること。
- (4) 北部別館の維持管理に関すること。

共通事務

- (1) 文書管理に関すること。
- (2) 請負業務の検査に関すること。

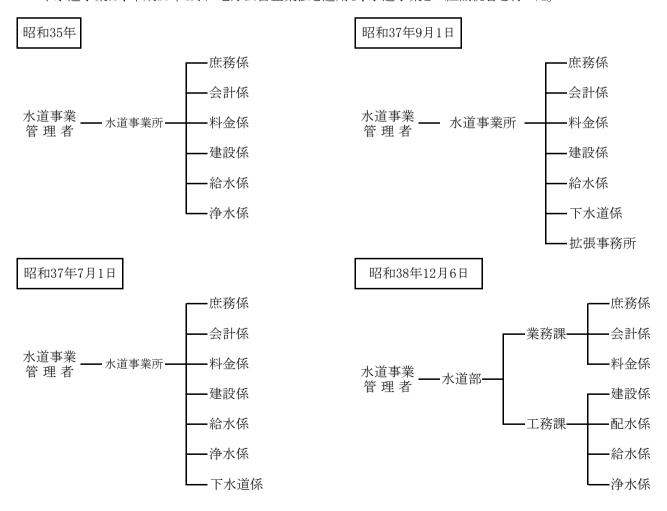
- (3) 開発事業等に係る協議及び指導並びに各施設の検査、指導及び移管・帰属・寄附に関すること。
- (4) 不動産の賃貸借及び使用貸借に係る契約並びに行政財産の目的外使用に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 局の危機管理事象への対応に関すること。
- (7) 他の行政機関との連携に関すること。
- (8) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (9) 事業用地の取得・借用に係る資料の作成及び関係者との調整に関すること。
- (10) 事業計画の立案に関すること。
- (11) 道路及び河川の占用・明示申請に関すること。

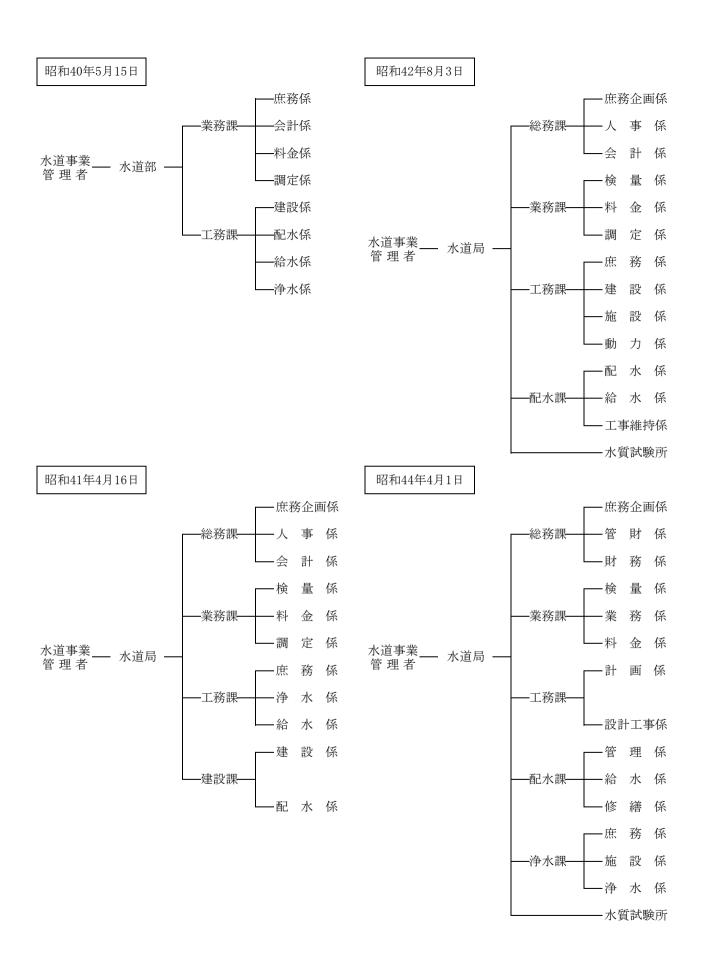
2.機構図(令和3年4月1日現在)

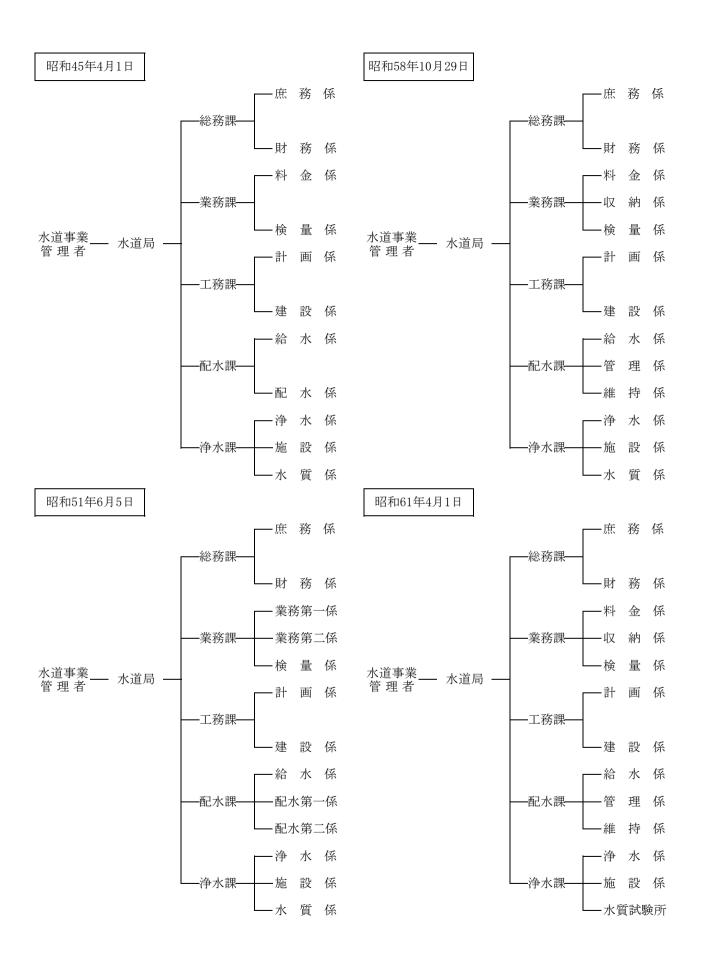


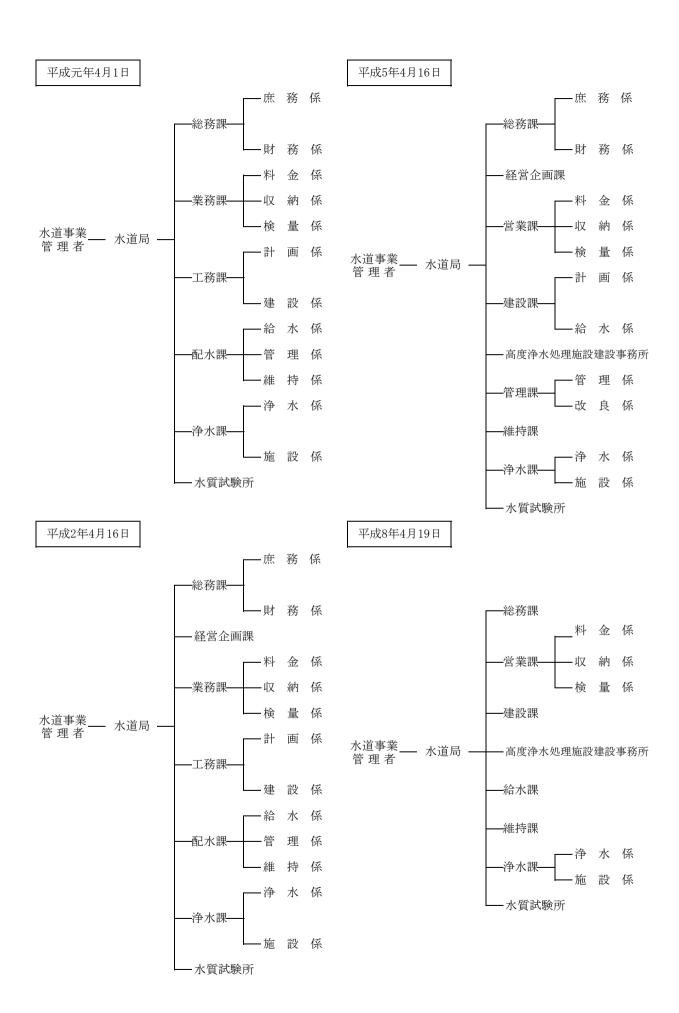
3.機構の変遷

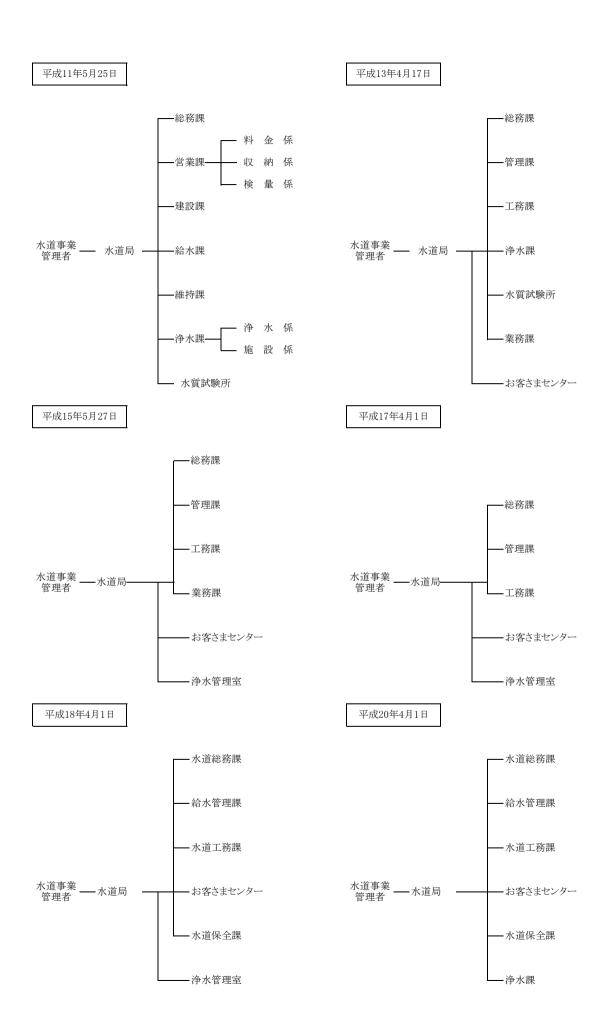
水道事業は、昭和35年4月に地方公営企業法を適用し、管理者を設け、市から独立した機関となる。 下水道事業は、平成23年4月に地方公営企業法を適用し、水道事業との組織統合を行った。

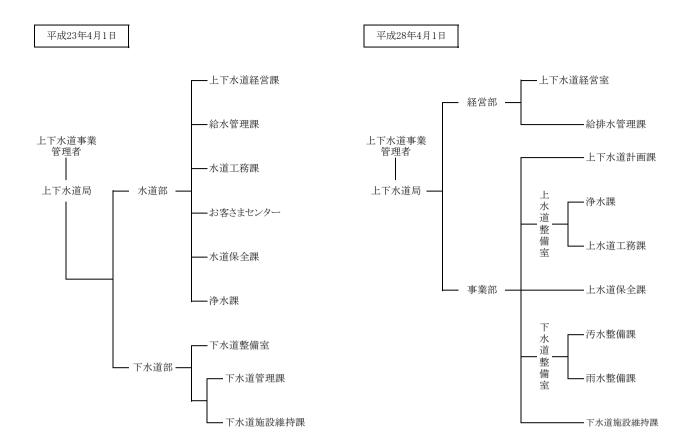


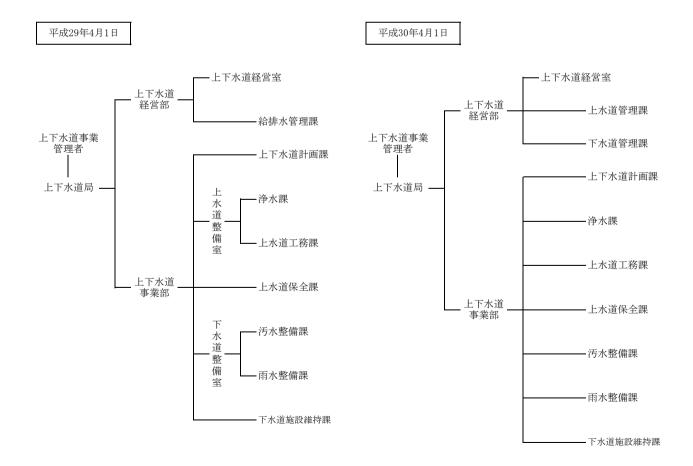


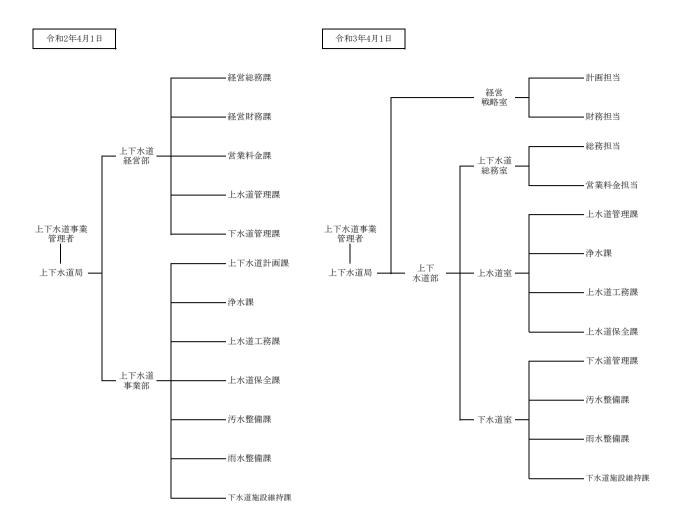












4. 歴代管理者 (R. 3 . 4 . 1 現在)

氏名	就任年月日	退任年月日	期間
藤井 幸夫 (助役兼任)	昭和35年 4月 1日	昭和38年 3月31日	3年 0ヶ月
藤原 作一 (助役兼任)	昭和38年 4月 1日	昭和41年 1月 4日	2年 9ヶ月
白川 朝明 (助役兼任)	昭和41年 1月 5日	昭和41年12月31日	1年 0ヶ月
寺嶋 宗一郎 (市長兼任)	昭和42年 1月 5日	昭和42年 4月30日	4ヶ月
山村 富造 (市長兼任)	昭和42年 5月 1日	昭和50年 8月 2日	8年 3ヶ月
北牧 一雄 (市長兼任)	昭和50年 8月31日	昭和51年 6月 3日	9ヶ月
門前 正治	昭和51年 6月 4日	昭和52年 2月14日	8ヶ月
大塩 和男	昭和52年 5月 2日	昭和60年 9月11日	8年 4ヶ月
橋本 巧	昭和60年 9月12日	昭和62年12月20日	2年 3ヶ月
田中 和夫	昭和63年 1月 9日	平成 6年 7月31日	6年 7ヶ月
為川 勝	平成 6年 8月 1日	平成10年 7月31日	4年 0ヶ月
藤井 治人	平成11年 5月25日	平成15年 3月31日	3年10ヶ月
中島 輝治	平成15年 5月22日	平成16年 3月31日	10ヶ月
内山 喬之	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	4年 0ヶ月
榎本 志郎	平成20年 4月 1日	平成23年 9月30日	3年 6ヶ月
西尾 和三	平成23年10月 1日	平成27年 9月22日	4年 0ヶ月
池水 秀行	平成27年10月27日	令和 元年 9月30日	3年11ヶ月
伊藤 竹彦	令和 元年10月 1日		

<注1>空席期間は、職務代理者を指定 <注2>期間は、15日以上を1月に換算

5. 職員数 (R.3.4.1 現在)

<経営戦略室> (単位:人)							
所属区分	室	総務・ 上水 道計	営戦略 下水 道計 画グ ループ		計		
部長					0		
参事					0		
次 長					0		
室 長 (再 任 用)	1				1		
室 長					0		
課長			1	1	2		
主幹					0		
統括課長代理(再任用)					0		
統括課長代理		1	1	1	3		
副 主 幹					0		
係 長		2	2	2	6		
監督			<u> </u>		0		
主 任		2		2	4		
班 長					0		
副 班 長			<u> </u>		0		
事務職員		1		2	3		
技 術 職 員			1		1		
再 任 用			<u> </u>	<u> </u>	0		
会計年度任用職員(通年任用)			<u> </u>	1	1		
∠汝1~【工业送事業祭理書	1		20		21		

<注1>上下水道事業管理者を除く

<注2>会計年度任用職員(短期任用)を除く

<上下水道部> (単位:人)

<u> </u>																			(+1	<u> </u>
所 属		上下水	道総務室	上水道	管理課	下水道	管理課	浄7	火課	上水道	直工務課	上九	k道保3	全課	汚水整備課	雨水整備課	下水江	首施設	維持課	
区分	部	総務グ ループ	営業 料金グ ループ	総務・ 管理グ ループ	検査グ ループ	総務・ 排水 設備グ	ルーフ゜	浄水・ 施設 管理グ ループ	管理グ		第2グ		保全グ ループ		整備グ	整備グ		設備グ ループ	総務・ 改良グ ループ	計
部 長	1																			1
参事																				0
次 長	2[1]										1									2[1]
室 長 (再 任 用)											<u> </u>									0
室長	3[1]																			3[1]
課長		1	1		1		1		1		1		1	-	1	1		1		10
主幹																				0
統括課長代理(再任用)																				0
統括課長代理		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18
副 主 幹												1								1
係 長		1	1	2	2	4	2	4	2	2	1	1	1	2	3	3		2	2	35
監督												3					9	3		15
主 任		4	4	1		3	2	5	1	3	3				4	1		3	3	37
班 長								1			1	1					8	3		13
副 班 長											1	4	1				1	1		7
事務職員		3	2																	5
技 術 職 員					3			4		1	2	3	1	1	5	4	1	1		26
再 任 用			1	2	2	3	3	2		2	2		2		1	1	1		1	23
会計年度任用職員(通年任用)		1	1	2						1	1				1					7
	5	2	22	1	.7	2	20	2	22	4	21		25		16	11		43		202

<注1>上下水道事業管理者を除く

6. 職員給与費

<水道事業会計> (単位:千円)

<u> </u>						(十一元・111)
年度科目	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
給料	370,051	382,193	396,484	403,181	423,854	432,143
報酬	13,753	11,238	11,374	9,450	5,141	4,913
手 当 等	252,109	267,323	273,211	271,167	283,783	289,944
時間外勤務手当	15,817	20,818	21,013	22,074	19,268	20,406
特殊勤務手当	237	275	238	179	189	178
期末勤勉手当	156,463	159,190	163,760	161,953	172,639	170,340
その他の手当	79,592	87,040	88,200	86,961	91,687	99,020
法定福利費	133,986	139,402	145,679	145,827	147,606	141,521
退職給付費(退職給与引当金含む)	70,290	95,196	88,225	127,039	159,634	179,351
計	840,189	895,352	914,973	956,664	1,020,018	1,047,872

<注1>実際の支給額

<下水道事業会計> (単位:千円)

◇ ↑ 小坦尹来云訂 /						(単位:下円)
年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
給 料	427,664	426,854	419,365	426,313	439,788	452,344
報 酬	6,275	2,457	2,736	2,736	2,727	2,643
手 当 等	304,603	312,183	313,768	313,946	313,635	314,645
時間外勤務手当	24,160	35,043	46,175	42,252	38,189	28,787
特殊勤務手当	463	469	412	469	556	624
期末勤勉手当	186,668	183,855	177,475	180,258	180,704	181,054
その他の手当	93,312	92,816	89,706	90,967	94,186	104,180
法定福利費	159,118	160,694	159,068	157,612	155,653	154,788
退職給付費(退職給与引当金含む)	38,943	24,168	57,841	209,975	131,961	70,034
計	936,603	926,356	952,778	1,110,582	1,043,764	994,454

<注1>実際の支給額

<注2>会計年度任用職員(短期任用)を除く

<注3>職員数[]書きは、兼務の人数

<注2>資本勘定職員を含む

<注2>資本勘定職員を含む

7. 職員構成 (R. 3 . 4 . 1 現在)

(1) **年令別職員構成** <水道事業会計>

(単位:人)

_ 、			(十一二・/ ()
職名	技術職員	事務職員	計
年令			
20歳未満	1	0	1
20 歳 ~ 24 歳	3	0	3
25 歳 ~ 29 歳	9	3	12
30 歳 ~ 34 歳	14	3	17
35 歳 ~ 39 歳	3	2	5
40 歳 ~ 44 歳	3	5	8
45 歳 ~ 49 歳	12	3	15
50 歳 ~ 54 歳	9	4	13
55 歳 ~ 59 歳	11	4	15
60歳以上	10	4	14
合 計	75	28	103
平均年令	44歳4月	46歳7月	45歳0月

<下水道事業会計> (単位:人)

職名	技術職員	事務職員	計
20歳未満	0	0	0
20 歳 ~ 24 歳	5	2	7
25 歳 ~ 29 歳	6	1	7
30 歳 ~ 34 歳	7	1	8
35 歳 ~ 39 歳	5	1	6
40 歳 ~ 44 歳	4	3	7
45 歳 ~ 49 歳	17	5	22
50 歳 ~ 54 歳	23	4	27
55 歳 ~ 59 歳	13	5	18
60歳以上	10	0	10
合 計	90	22	112
平均年令	47歳5月	45歳3月	47歳0月

⁽注)管理者、会計年度任用職員を除く。再任用は含む。

(2) **勤続年数別職員構成** <水道事業会計>

職 名 年 数	技術職員	事務職員	計
1年未満	1	0	1
1年 ~ 3年	6	2	8
4 " ~ 6 "	15	2	17
7 " ~ 9 "	8	1	9
10 " ~ 12 "	1	2	3
13 " ~ 15 "	0	1	1
16 " ~ 18 "	1	3	4
19 " ~ 21 "	0	1	1
22 " ~ 24 "	3	3	6
25 " ~ 27 "	13	1	14
28 " ~ 30 "	9	6	15
31年以上	18	6	24
合 計	75	28	103
平均勤続年数	20年3月	22年11月	21年0月

<下水道事業会計> (単位:人)

<u>- \ 小児尹禾厶曰 / </u>			(平匹,八)
職 名 年 数	技術職員	事務職員	計
1年未満	0	1	1
1年 ~ 3年	5	1	6
4 " ~ 6 "	11	2	13
7 " ~ 9 "	5	0	5
10 " ~ 12 "	3	0	3
13 " ~ 15 "	3	1	4
16 " ~ 18 "	1	3	4
19 " ~ 21 "	0	1	1
22 " ~ 24 "	9	1	10
25 " ~ 27 "	13	4	17
28 " ~ 30 "	14	3	17
31年以上	26	5	31
合 計	90	22	112
平均勤続年数	23年3月	21年7月	22年11月
		(字) khrm +t 人 ミ ト 中 ト 田	WH D 2 BA 2 TO B 2 A 2

(注)管理者、会計年度任用職員を除く。再任用は含む。